

1 計画の位置づけ

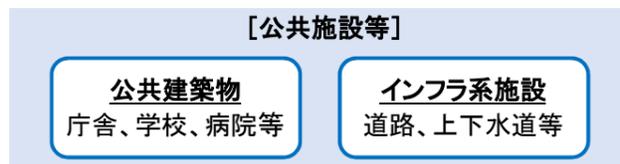
戦後の人口増や都市化の進展及び経済発展に伴い、集中的に整備されてきた公共施設やインフラの老朽化が進み、維持管理と安全に関する老朽化対策が大きな課題となっています。また、今後、人口の減少や高齢化に伴い、特に生産年齢人口の減少が急激に進むと予測され、税収の減少、社会保障費の増大等に伴う財政の圧迫が懸念されます。このようなことから、公共施設等について、町全体を総合的に見据え、今後の財政状況に応じた管理が求められています。

公共施設等総合管理計画は、**本町が保有するすべての公共施設及びインフラ施設を管理していく上での基本方針**を示し、その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

■ 計画の期間

長期的な視点に立った公共施設等の総合的な管理のため、計画の期間は**平成29年度から平成48年度までの20年間**とします。

■ 対象施設



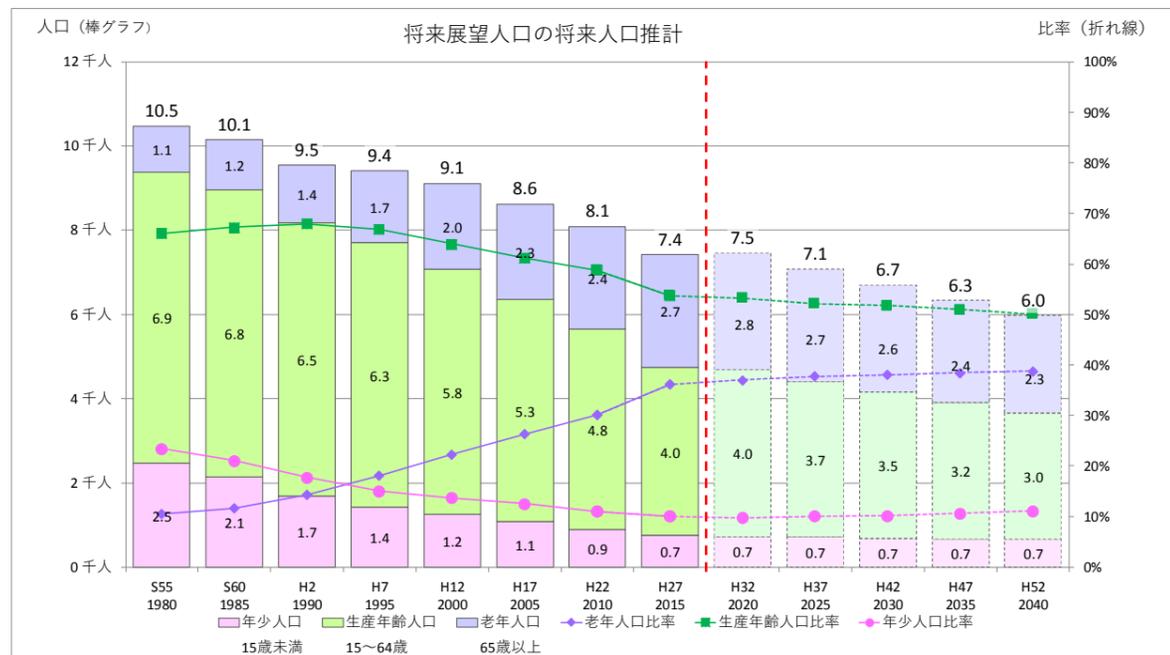
2 公共施設等の現況把握及び課題の整理

■ 人口の推移と展望人口

本町の人口は、ゆるやかな減少傾向が続いており、昭和45年(1970年)の総人口10,800人から平成27年(2015年)には7,400人です。これは、45年間で約30%の減少という結果を示しています。

平成27年度策定の「関ヶ原町人口ビジョン」で示された、本町の年齢3区分別人口推移及び将来展望人口では、これまでも20~30代を中心に職業上や結婚などの理由による転出超過が続いており、今後、平成52年度には生産年齢人口が3,000人にまで減少し、総人口に占める割合も50%程度にまで低下すると予想されています。

また、総人口に対する**年少人口の比率は、徐々に減少しており、全体の10%程度の横ばいで推移**すると展望されています。一方、**老年人口の比率(高齢化率)は上昇を続け、平成27年(2015年)で既に全体の30%を超えており、2040年には全体の40%程度にまで増加**すると展望されています。



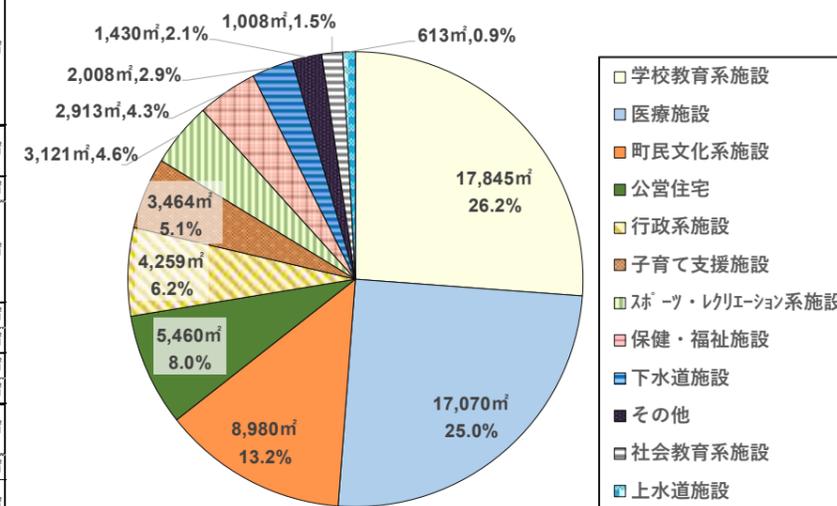
※出典:国勢調査 昭和55年~平成27年

※出典:関ヶ原町人口ビジョン 平成32年~平成52年(展望人口)

■ 公共建築物の施設数量と延床面積

公共施設等のうち、公共建築物について施設数量と延床面積を示します。

用途分類		施設数	延床面積
大分類	中分類		
町民文化系施設	集会施設	14施設	8,980㎡
社会教育系施設	博物館等	2施設	1,008㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12施設	2,044㎡
	レクリエーション施設・観光施設		1,078㎡
学校教育系施設	学校	4施設	9,396㎡ 8,449㎡
子育て支援施設	幼保・こども園	1施設	793㎡
		4施設	2,671㎡
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2施設	2,497㎡
	障害福祉施設	1施設	416㎡
行政系施設	庁舎等	2施設	3,880㎡
	消防施設	9施設	300㎡
	その他行政系施設	2施設	80㎡
公営住宅	公営住宅	3施設	5,460㎡
その他	その他	5施設	1,430㎡
下水道施設	下水道施設	3施設	2,008㎡
上水道施設	上水道施設	4施設	613㎡
医療施設	医療施設	1施設	17,070㎡
行政財産合計		69施設	68,173㎡
普通財産		2施設	3,837㎡
施設数合計		71施設	72,010㎡



本町の公共建築物は、行政財産は69施設・延床面積68,173㎡、普通財産は2施設・延床面積3,837㎡を有しています。

用途分類別にみると、**学校教育系施設が延床面積で全体の26.0%、医療施設が25.0%を占め、この2分野で全体の約5割**を占めています。

次いで、町民文化系施設が14施設で延床面積8,980㎡(全体の13.2%)、公営住宅が3施設で延床面積5,460㎡(全体の8.0%)となっています。

■ 財政状況の推移



※出典:総務省 平成17~26年度 市町村別決算状況調

本町の歳出は平成19年度に前年度比で1.5倍程度増加していますが、この10年間は概ね40億円前後で推移しています。平成19年度は庁舎の移転工事、平成25年は関ヶ原中学校の建設工事により一時的に増加しています。

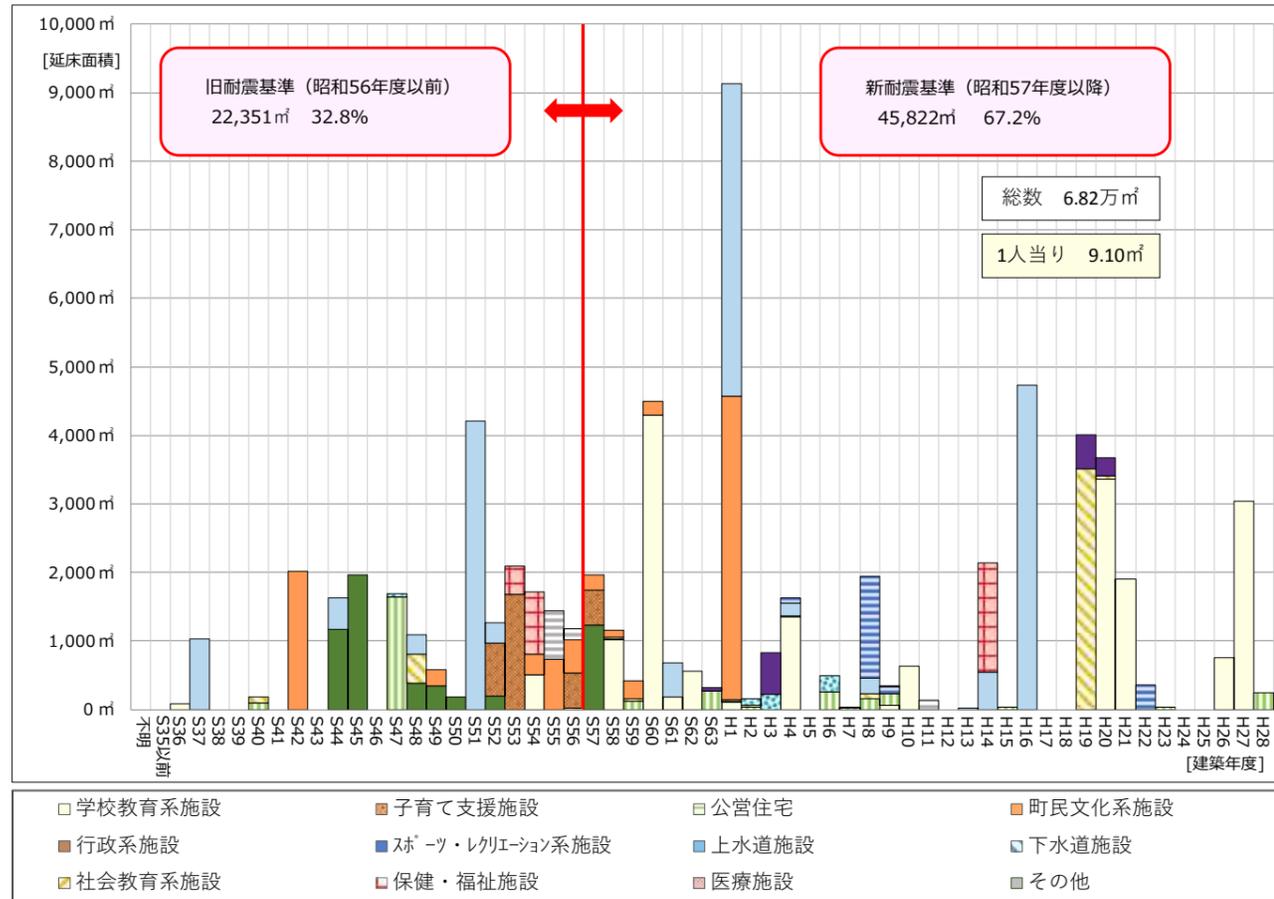
一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、平成17年度の1.9億円から年々増加し、平成26年度には3.5億円と10年間で約1.8倍になっています。

■ 公共建築物の建築年度別の状況

公共建築物を大分類別・建築年別の延床面積の集計を整理します。

この図から、**約50年前の昭和42年頃から公共建築物の建築が増え始め**、当初は公営住宅が多く造られました。医療施設、子育て支援施設、学校教育系施設、町民文化系施設など順次整備されてきた状況が伺えます。

また、建築基準法の**耐震基準が改正された昭和56年以前に建てられた建築物は、延床面積で全体の30%以上を占め**ており、地震などの災害に対する不安とともに経年劣化による老朽化も進んでいます。



■ インフラ系施設の現況

本町が所有するインフラ系施設は、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設であり、道路は延長 L=193,716m、橋梁は 80 橋(延長 L=1,121m)、上水道管路延長 L=98,967m、下水道管路延長 L=80,970m となっています。

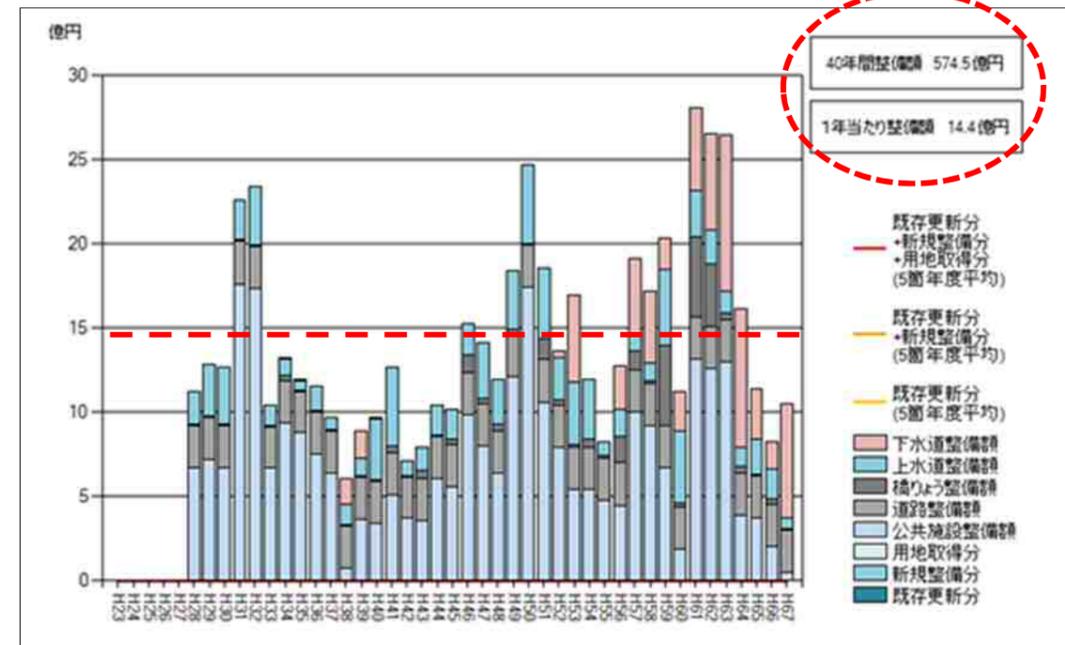
なお、上水道の施設として管路の他に浄水場、下水道の施設として浄化センター等があります。

施設種別		総量	
道路	総延長	193,716 m	
	面積	796,971 ㎡	
橋梁	全80橋	総延長	1,121 m
		面積	6,254 ㎡
上水道	管路	総延長	98,967 m
下水道	管路	総延長	80,970 m

○ 公共施設等の更新費用の見込み

公共建築物とインフラ系施設を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、**今後40年間で574.5億円、1年あたり14.4億円の更新費用が必要**になると予測されます。



本町におけるここ10年間の投資的経費は、年6.3億円程度であるのに対し、今後40年間の1年あたりの更新費用は14.4億円にのぼり、**現在の投資的経費の水準では本町が保有するすべての公共施設等を更新することができず、施設の老朽化対策が困難**です。

将来の厳しい財政状況を見据え、公共施設等の適正な保有量と配置を検討し、**確保可能な財源の中で必要な公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の見直しを行う必要**があります。

○ 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題は以下の通りです。

(1) 人口構成の変化に対する対応

将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量を適正にすることが必要となります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴い、公共施設等に対する町民のニーズも変化することが予測され、行政サービスの柔軟な対応が必要となります。

(2) 公共施設等の維持管理への対応

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賅えないという結果になります。将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、長期的な視点で効率的な整備計画を立て、費用を確保する必要があります。

(3) 行政サービスの維持

今後は厳しい財政事情が予測されていますが、公共施設の維持管理に係る費用を効率的に減少したうえで、一定水準の行政サービスの維持を図ることが課題となります。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する3つの基本方針を定めます。

方針1 公共施設等の保有量と配置の適正化

■ 必要性の検討と統廃合・転用の推進

人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等の役割や機能が変化していきます。そのため、これからの公共施設等の維持管理・更新計画を検討する際には、対象となる施設の役割や機能を十分検討し、公共施設の必要性を評価します。その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉え、ニーズに応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化による適正な配置等を図ります。

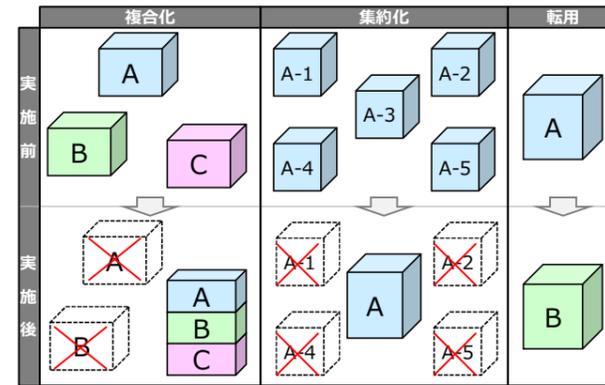
必要性が認められない施設については、廃止・撤去の検討など、戦略的な取組を推進します。

このように、今後は公共施設等の必要性の検討と統廃合などによる配置の適正化を図ります。

■ インフラ系施設の適正化方針

インフラ系施設は面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、道路や橋梁、上水道、下水道といった町民生活の基盤となっているため、短期的に削減することは困難です。

今後は、新規に整備するものに関してはその必要性を十分に検討した上で整備するものとし、インフラの保有量の増大に歯止めをかけます。



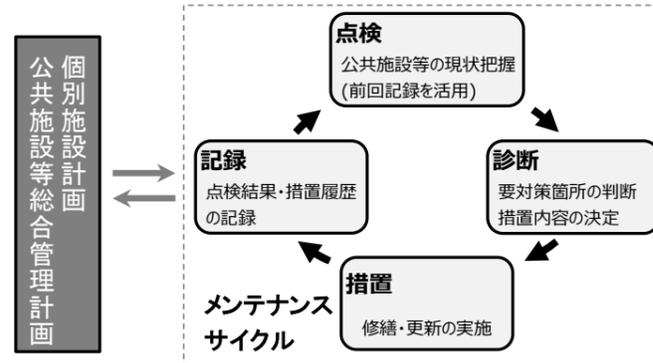
複合化・集約化・転用のイメージ

方針2 公共施設等の長寿命化と安全確保

■ 施設の長寿命化

公共施設等の長寿命化により、必要な施設を長期間利用できるようにすることで、1年あたりの維持管理のコストが縮減します。

維持費用を抑えながら長寿命化を図るため、施設ごとの実態に合った管理水準を設定したうえで「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理形態へ転換します。



■ メンテナンスサイクルの構築

点検、診断、措置、記録を繰り返すメンテナンスサイクルを構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めます。また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集し、公共施設総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

■ 耐震化の実施

災害発生時に対策の拠点となる施設、避難所となる施設、緊急輸送道路などは優先的に耐震補強等対策を実施します。また、耐震化が必要な他の施設についても優先順位をつけて順次整備します。

方針3 維持管理・運営の効率化

維持管理の効率化のために「施設の複合化」、「民間手法・資金の活用」、「受益者負担の適正化」、「広告事業・施設命名権の導入」など、公共施設等の特質に応じた様々な手法を検討し、効率的な運営・管理を実現します。

■ 民間との連携

- ・行政が実施しなくても民間によるサービスの質や量が確保される施設の運営は民間に委託
- ・指定管理者制度による民間の経営手法を公共施設の管理・運営に活用
- ・民間の資金と手法を用いて行うPFI事業による公共施設等の整備と運営

■ 総合的かつ計画的な管理の実現のための体制の構築

- ・公共施設等を所管する各部署の職員が参加する全庁横断的な協議会を設置
- ・個別施設計画を策定する際に意見を交換、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有
- ・部署間の協力と情報共有の場として活動

4 フォローアップの実施

■ PDCAサイクルによるフォローアップ

本計画は、計画期間を平成29年度から平成48年度までの20年間とします。計画期間中は、本計画で定めた方針に基づき、公共施設等の管理を実施します。

ただし、公共施設は毎年更新あるいは用途変更や廃止などもあり得ます。公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に適切に対応するため、5年ごとに本計画の見直しを実施します。



5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

■ 縮減効果の高い施設に対する優先的な取組

公共建築物の老朽度と将来のニーズなど現状の課題を的確に把握した上、全庁的な観点から、床面積割合が高く、縮減効果の高い次の施設について、重点的・優先的に統合や集約化などに取り組みます。

- ①小学校(13.8%) ②中学校(12.4%) ③医療施設(25.0%) ④集会施設(13.2%) ⑤公営住宅(8.0%)

また、小学校、中学校、保育園、集会施設、公営住宅の町民1人当たりの施設規模は、全国や県内の町の平均値を超えています。

■ 公共施設マネジメントの取組方針

公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減にとどまらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組みます。

地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めます。

今後は、以下の6つの項目を公共施設マネジメントの取組方針として、中長期的な取組を進めます。

- ①施設総量の適正化 ②点検・診断等 ③維持管理・修繕・更新等 ④安全確保 ⑤耐震化 ⑥長寿命化